

沖縄県避難住民（要配慮者）受入れ体制の構築に向けた搬送計画検討業務委託 企画提案公募実施要領

1 目的

この要領は、本提案に参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたもので、提案者は以下の事項を熟知し、企画・提案を行うこととする。

2 業務概要

(1) 委託業務名

沖縄県避難住民（要配慮者）受入れ体制の構築に向けた搬送計画検討業務委託

(2) 業務内容

別紙「沖縄県避難住民（要配慮者）受入れ体制の構築に向けた搬送計画検討業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年11月30日（月）まで

(4) 予算額

4,961,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3 委託者

福岡県総務部防災危機管理局危機管理課

4 応募資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- ② 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者。
- ③ 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われた者のいずれにも該当しないこと。
- ⑤ 当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- ⑥ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑦ 監督官庁より業務停止処分又は業の免許もしくは登録の取消処分を受けていないこと。

5 スケジュール

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年5月20日(水) |
| (2) 質問受付期限 | 令和8年5月26日(火) 17:00 |
| (3) 質問回答 | 令和8年5月28日(木) 予定 |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和8年6月3日(水) 15:00 |
| (5) 書面審査 | 令和8年6月上旬予定 |
| (6) 審査結果通知 | 令和8年6月中旬予定 |
| (7) 契約締結 | 令和8年6月下旬予定 |

※福岡県財務規則第159条の規定に準じ、委託業者の決定通知の日から原則7日以内(県の休日を除く。)に締結する。

6 公募説明会

公募(参加者)説明会は行わない。

7 質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、次のとおり受け付ける。

(1) 提出方法

質問書(様式第1号)を電子メール「15 問い合わせ先」のアドレス宛てに、令和8年5月26日(火)17:00までに福岡県総務部防災危機管理局危機管理課まで提出すること。

提出後は必ず電子メールを送付した旨を電話で連絡すること。なお、簡易なことであっても、電話及び口頭による質問は受け付けない。

(2) 回答方法

質問者を匿名化し、令和8年5月28日(木)までに、随時、県ホームページに掲載する。なお、質問者が特定できないよう、また、質問の趣旨を違えない範囲内で文章を調整する場合がある。

8 企画提案書の作成方法等

提案書作成時の留意事項

- ① 使用する言語は日本語とする。
- ② 用紙はすべてA4横、文字方向は横書き、文字のフォントサイズは10.5ポイント以上とすること。なお、フォント種類は任意とする。
- ③ 提案書の表紙には、「沖縄県避難住民(要配慮者)受入れ体制の構築に向けた搬送計画検討業務委託に係る提案書」と記載し、その下に提出年月日及び氏名(法人の場合は名称または称号と代表者氏名。共同参加の場合は、すべての参加者の名称等)を記載すること。
- ④ 提案書の本文は、「10 評価方法」に記載する評価項目の順番に沿って「項番(「1」、「2(1)」といったものをいう。)」及び適当な「見出し(「方針」といったものをいう。)」を付し、提案書を作成すること。また、「項番」単位で記載ページを記した目次を作成

- ・郵送の場合は提出期限必着とする。

10 評価方法

以下の評価項目ごとに評価を行う。

- (1) 提案書の内容について、委員毎に採点した点数の平均点（1点未満四捨五入）が最も高い得点の1者を受託事業候補者として選定する。
- (2) 上記(1)の結果、最高点の者が複数あった場合は、審査会の協議により受託事業候補者を選定する。

評価項目	評価の視点	配点
1 方針	・ 本業務の内容や、背景、課題を理解し、業務の目的達成に効果的な提案となっているか。	10
2 沖縄県避難住民（要配慮者）受入れ体制の構築に係る調査・搬送計画案作成		
(1)搬送手段等の情報収集	・ アンケートやヒアリング調査等、県が指定する地域の搬送手段に係る情報収集の実施内容・手法は、業務目的の達成のために十分であり、かつ専門的知見や独自のノウハウに基づくものとなっているか。	25
(2)搬送計画案の作成	・ (1)で得られた結果を踏まえて行う搬送計画案の作成に係る実施内容・手法は、業務目的の達成のために十分であるか。	25
3 実施体制	・ 業務を円滑に実施するための体制は十分なものか。	10
4 実施スケジュール	・ 業務を円滑に実施することが可能なスケジュールとなっているか。	10
5 実績	・ 過去に当該事業に類似した業務の受注実績や特筆すべき業務成果があり、効果的な業務の実施が期待できるか。	10
6 予算	・ 予算の範囲内で実現可能か。 ・ 業務内容に見合った提案額となっているか。 ・ コストパフォーマンスが高い内容となっているか。各項目の積算は妥当か。	10
合計		100

(3) その他

次に挙げる事項に該当する場合は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ その他選考結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

11 委託先の選定方法

(1) 選定方法

福岡県総務部防災危機管理局危機管理課外が設置する「沖縄県避難住民（要配慮者）」

受入れ体制の構築に向けた搬送計画検討業務委託受託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書の内容を総合的に評価し、最も優秀な提案を行った1事業者を選定する。

(2) 審査日（予定）

令和8年6月上旬

1.2 選定結果の通知・公表

選定結果を提案者全員に書面で通知し、受託候補者名のみを福岡県のホームページで公表する。

1.3 契約の締結

(1) 選定委員会で選定された最優秀提案者と速やかに契約に関する協議を行い、随意契約を締結する。

なお、協議は提案書の内容を大きく逸脱しない範囲での内容変更を含み、協議の結果、最終の仕様を決定することとするが、県にとって著しく不利、または実現不能な提案は反映できないので注意すること。

(2) 契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により、契約額の100分の10以上の金額を契約保証金として納める必要がある。なお、この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、契約期間終了時に全額返還する。また、福岡県財務規則第170条の規定により、福岡県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結した場合や、過去2年間の間に県若しくは他の地方公共団体等と同種類及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て履行した場合など、契約保証金が減免される場合がある。

(3) 最優秀提案者との契約が成立しない場合は、次点の提案者と契約締結の協議を行う。

1.4 その他

- ・ 企画提案書の提出は、1者につき1件に限る。
- ・ 企画提案書等の提出後、企画提案書の差替、訂正、再提出はできない。
- ・ 応募後に辞退する場合は、その旨速やかに連絡するとともに「応募参加辞退届（様式第4号）」を提出すること。

1.5 問い合わせ先

福岡県総務部防災危機管理局危機管理課 担当：岩本、山本

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

電話：092-643-3123

Email：kokuminhogo@pref.fukuoka.lg.jp